

一般社団法人 OMUTA BRIDGE 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 OMUTA BRIDGE と称する。

(目的)

第2条 当法人は、すべての子どもが自分らしく生きる力を高めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの生きる力を高めるための事業
- (2) 子どもの居場所等の提供を目的とする事業
- (3) 子どもに関わる多様な支え手のプラットフォーム事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を福岡県大牟田市に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社員の資格)

第6条 社員は当法人の目的に賛同して入社した個人又は団体とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(入社)

第7条 当法人の成立後、社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社
の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。但し、退社の申し出は、1 か月前
にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社するこ

とができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項第1号に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、前2条の場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 総社員の同意が得られたとき

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査

報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(アドバイザー)

第26条 本法人に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 アドバイザーは、本法人の目的に賛同する個人で、本活動に関わる専門的な知識や経験を有する者とし、本法人の活動に指導、助言をする。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 一般会員及び賛助会員

(種別)

第35条 当法人の会員は、次の二種とする。

- (1) 一般会員
本団体の活動に賛同し参加するもの
- (2) 賛助会員
本団体の活動に賛同し、賛助するもの
その他、詳細については理事会で定める会員規程に従う。

(入会)

第36条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第37条 会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において承認された入会金及び会費(以下「会費等」という)を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第38条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 前条の会費の納入義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 社員総会にて除名されたとき
- (5) 総社員の同意にて資格喪失が承認されたとき

(退会)

第39条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第40条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会にて、総社員の半数以上の出席であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第41条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員規則)

第42条 会員の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める会員規則で定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、

第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりと

する。

住 所 福岡県大牟田市宝坂町 1 丁目 1 番地 3
設立時理事 菅 原 知 之
住 所 熊本県荒尾市東屋形二丁目 10 番地 12
設立時理事 高 口 恵 美
住 所 熊本県荒尾市宮内 785 番地 21
設立時理事 坂 口 明 夫
住 所 福岡県大牟田市不知火町2丁目9番地24
エバーライフ大牟田506号
設立時監事 竹 本 安 伸
住 所 福岡県大牟田市宝坂町 1 丁目 1 番地 3
設立時代表理事 菅 原 知 之

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 福岡県大牟田市宝坂町 1 丁目 1 番地 3
設立時社員 菅 原 知 之
住 所 熊本県荒尾市東屋形二丁目 10 番地 12
設立時社員 高 口 恵 美
住 所 熊本県荒尾市宮内 785 番地 21
設立時社員 坂 口 明 夫
住所 福岡県久留米市江戸屋敷1丁目 5 番 12 号
プライムコート江戸屋敷
設立時社員 坂 西 信 平
住所 佐賀県小城市三日月町久米 2141 番地 3
設立時社員 坂 西 雄 太
住所 熊本県荒尾市下井手 164 番地 13
設立時社員 道 園 紳 行

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人OMUTA BRIDGE設立のため、設立時社員菅原知之外5名の定款作成代理人司法書士竹本安伸は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和3年3月26日

設立時社員	菅原知之
設立時社員	高口恵美
設立時社員	坂口明夫
設立時社員	坂西信平
設立時社員	坂西雄太
設立時社員	道園紳行

定款作成代理人

事務所 福岡県大牟田市正山町26番地
司法書士 竹本安伸